

財團
法人
明治聖徳記念學會紀要 第十四卷

研
究

更に「しらす」と「うしはく」二語の異同に就きて

文學博士 加藤 玄智

財團法人明治聖徳記念學會は本紀要の十一、十二、十三卷に涉りて、「しらす」と「うしはく」の二語に關する研究を試みたが我輩の結論としては、此の二語は元來意味に差異は無かつたのである。後ち日本の天皇が世に仁政を施して國家を治め給ふのを「しらす」又は「しろしめす」と呼ぶ様にきまつてからは、自ら天皇に「うしはく」は使用せぬ様になつて來た。それは丁度朕^①と言ふ字でも、我^②と云ふ字でも屈原の當時に於ては、さう大した違は無く屈原自らも自分の事を朕（即ち「われ」）と呼んで居つた、然るに之を天子に限つて使用するにきまつて來てからは、臣下に朕の字を用ひないと同様に、天皇の國家

更に「しらす」と「うしはく」二語の異同に就きて

を治めらるゝことを「しらす」又は「しろしめす」と慣用するに至つてからは、之を濫に臣下に用ひない様な習慣が自ら出来たのであらうと考へられる、而もそれは只自然の慣用で、本来此兩文字「しらす」と「うしはく」とには全然違つた意味は無く、何れも世を治めると云ふ事に過ぎないからして、後世の學者往々臣下にも「しらす」又は「しろしめす」を用ひてをつて平氣でをるのを見受ける。唯古事記にたつた一度「しらす」と「うしはく」の二語の天孫と大國主神に使ひ分けがしてある様に見ゆる所から此辭に根本的相違が存して居ると考へたのは井上毅氏に始まるのである。然しその考へ付いた事の當否は既に度々云つた所で明瞭であるからもう繰返へさないことにする。此れが私の結論である。

尙も一つ朕の字の使用と類似した例を挙げれば、尊と命との使ひ分けであるが、日本書紀開卷第一に由れば、至貴曰尊、自餘曰命、並訓美舉等也とありて、同じ「みこと」でも尊と命との間に區別がこゝには見えるが、之は橘守部が稜威道別(卷三の八)に於て指摘して居る様に、之れは日本書紀が編纂された時即ち養老四年から此二語「尊」と「命」とに人工的に附けられた區別で、それより十年位昔にはまださう云ふ區別も無く尊も命も同様に「みこと」の日本語に宛てた漢字として同一の力で使用されて居つたものと見ゆる。その證據には養老四年より十年前に建てられた上野國多胡碑(和銅四年に建つ)には、まだ此の尊と命との區別無く、使用された實例が見られる。則ち此碑文には至貴でない人に尊の字が用ひられてをる。即ち臣下である藤原不比等の事を藤原尊と云ひ。穗積親王石上麿を石上尊と呼んでをる

と云ふ事實である。して見ると尊と命の區別は舊くは無かつたので、其を區別して用ふるに至つたのは日本書紀編纂の當時から漸く定つたこと、考へられる。

「しらす」と「うしはく」二語も之れに類し、「うしはく」の方は安藤正次君が本紀要第十三卷で云はれた様に、早く廢語となり、「しらす」の方のみ残り、而してそれが天皇が仁徳を以て世を治め給ふ場合に用ひられて來たから、遂に「しらす」に仁徳を以て世を治めると云ふ意味が附いて來たと考へられるけれども、元來「しらす」と「うしはく」の二語に初から王霸の差異を表はす如き區別があつた譯で無いのは、尊と命とに始めから日本紀で規定した様に至貴を尊、さうで無い者を命と云ふと云ふ様な區別は無かつたのと同様であると思はれる。

今本紀要第十三卷出版以後に於て發見した「しらす」「うしはく」二語の用例を此に附け加へて前回は來の補足としようと思ふ。

余は本紀要第十二卷に於て神に「うしはく」の語の用ひられた實例を擧げたが、橘守部はその著「神代直語」に於て、神に天皇と同しく「しろしめす」を無雜作に度々使用して居る（尤も日本紀の神代卷に於て其の神々例之天照大御神、月讀尊、大國主神、素盞鳴尊等に「しらす」を使用してゐるのは云う迄も無いが）。

神は天神も地神も、幽顯を相擠かみてしろしめせと其は靈の事なり（上卷、三九）瓊々杵尊は、幽事に

更に「しらす」と「うしはく」二語の異同に就きて

四

離れて、顯露事をしらしめし、大國主神は顯露事に放りて幽事を知らしき(全上) 動れば人は天地の靈なりなど思ひ誤て、現身の及はれぬ事の上にも理を設け神の所治行世中を人の智計に任せらるゝ物の如く思ひ……………(三七)

尙守部翁は同一の神に「しらす」と「うしはく」をうつて違ひに用ひてをる。曰く

素盞鳴尊には國の大君生ますまでの間は、天下を治し、其後は黄泉を領知て、よく治めませと、任し給ふなり(中卷、一五)

是の如く守部翁は獨り天皇のみならず、一般の人間にもしるてふ語を用ひてをる。曰く

そもかく幽に對へて云ふことの多かるは、此世の中は、天と黄泉とに所ふたけて、人は纔に其間に、寄生じものなりければ、其許されて、預り領處も、また纔なればなり。もし其預りしる所いかにとならば……………(全上、三三)

之から推して考へると「汝の關り知る所に非ず」など、今日の慣用句に表はれる知るも亦單に to know に非ずして It is not in your power, or it is beyond your power, it does not concern you. 即ち「御前に無關係、用の無い事だ」と云ふ如き意であつて、即ち To govern の意味の「しる」の痕跡が残つてをると思はれる。

新井白石は古史通に於て出雲系の神にも「うしはく」と「知」を同様に使つてをる。曰く

汝(大己貴神)が宇志波祈流とは宇志は日本紀によるに大人の字を假用ひ……たり大人とは威福盛りなる人なりと纂疏に見わたり……波祈流は後代の俗に所帯といふことのごとく其帶領する所也此國は大己貴神の造られてじりたまひし所なればかくいひし也(卷三、一三)

此頃慈眼大師全集を讀むに、徳川將軍にも「しらす」を平氣で使用してをる。之を以て見ると、「しらす」と云ふ語は世を治める意味の單なる尊敬語と古人も思つて居たらしい。「うしはく」と相對してそんなにけじめのある語とは思はれぬ。曰く、

御本丸御宮の儀は、御幼少より、御渴仰被成候、其しるしに、天下をしらせられ、唯今迄天下せいひつに御座候(上卷、七三九)

台徳公永く御不例にて中々御快然有間敷被思召定故、南光坊言上有て、薨御已後、神にまつり奉るべきか云々、其時僧正は、天下をしろしめし候へば皆神に祭り候はんと被存候哉……(下卷、六二三)今又「甲子夜話」にも左の文字を見る、以て彼此相参照す可きである。

天海僧正……献廟の御前にて、柿を賜ふ、喫して其核を懷にするを御覽せられ、僧正何にするよと問はせられければ、持飯で植候と答ふ。仰に高年の人無益のことにとありければ、天海申すは、一天四海をしろしめさるゝ御方は、かゝる性急なる思召然るべからず……(卷六、國書刊行會本、一七三)それからもう一つ橋守部翁の著書から、翁が「しらす」と云ふ言葉を、皇子の薙髪して僧となられた

更に「しらす」と「うしはく」三語の異同に就きて

方々が、或一寺を管理し居らるゝの意味で、使用されてをるのを擧げよう。

此用例から考へれば、「しらす」とは天皇に限りて用ひられ、そは天皇が仁徳を以て下人民を治める義であるなどのみ云へぬことになる。守部翁曰く。

尊骸(天皇)を寺に奉葬、諸寺の本山と云はる御子たちしらし。(歷朝神異例、一卷、四六)

然るに鈴木重胤は、日本書紀傳に於て伴信友が徳川將軍を「江戸の大朝廷にて天下所知食」と云ひ平田篤胤が「東の遠朝延爾坐氏、天下所知食須、征夷大將軍」但し平田翁の全集には文字少々異同ありて「吾婦乃遠朝延爾天下乃大政事所聞看須征夷大將軍」とあり(平田全集四卷古學詩辭集、卷二、一一)と云へるを難じて、「……」と云へるは何事ぞや、天下を所知食と云ふは天皇の御事なり(日本書紀傳、卷二九、七三)と云ふてをるのを見れば、天皇にのみ「しらす」を用ふ可きことに氣の注いで居つた學者が徳川時代に在つたことは分るが、之れは續日本紀以來の宣命に習慣的に天皇に「しらす」が使用されて來た後の事であるから、この語は天皇に限つて用ふ可きものであつて、臣下たる徳川に之れを使用してはいかぬと論じて居るのである。これは「しらす」が永い間天皇に用ひられて來た後の事であるから重胤からかう云ふ議論を聞くのは何も不思議はないが、而も同じ徳川時代の學者で、平田、伴二碩學の如き松浦靜山公(甲子夜話、前出)の如き侯伯が徳川將軍に「しらす」を用ひてをるのは、どう云ふ譯であるかと云ふに、元來平田、伴等の諸碩學の考に「しらす」は先づ「世を治め給ふ」と云ふ位の尊敬

語に過ぎないので、唯長上に向つて使用す可きもの（天皇でも、將軍でも、神様でも）と云ふ位に考へてをつたらしく、それが是非天皇にのみ限りて使用す可き文字だと云ふ迄にも思はれて居なかつたらしい。それで徳川將軍にも尊敬語として是等の大人等が「しらす」を使用して居られるのではあるまいか。矧や重胤の如く「しらす」は續紀などの宣命以來天皇にのみ限りて使用す可き習慣になつてをる言葉だと云ふことに氣が付いた人でも、井上毅氏が考へられる様に、之を以て「うしはく」と云ふ言葉に對立さして「しらす」と「うしはく」の間には「雲泥水火の相違がある」と迄ほどの學者も考へて居らなかつたらしいと云ふことを一言附加して置きたい。

最後に徳川時代に於ける最も眞摯慎重の態度を採らるゝので有名な伴信友翁の著書から「しらす」が天皇以外、大名の一人に使用されてをる例を擧げて置かう。即ち伴信友は鈴屋翁畧年譜に於て、

享保十五、五月七日子の刻紀伊殿の知しめす伊勢國飯高郡松坂の里に生れ給ふ（本居全集、首卷、二）と書してをる。こゝに云ふ紀伊殿とは徳川宗直の事である。伴信友の如き篤學な眞摯な學者特に古典に精通した學者が、徳川氏に媚んが爲に、「知しめす」は天皇にのみ限つて使ふ言葉であると云ふことを知り乍ら強いてこゝに徳川直宗に之を使用したとは考へられない。伴信友は夫迄曲學阿世ではあるまい。してみると此質實な學者が當然構はないで「知しめす」を宗直に使つてをることから見ると「しらす」は一般に在上者に用ふる統治てふことの敬語に過ぎないのだらうと思ふ。既に敬語だから天皇に對して

更に「しらす」と「うしほく」三語の異同に就きて

使用することは御歴代の宣命に出てをる通りだけれども、亦之を一般臣下の中で在上者に用ひても苦し
くないと伴信友は思つて居つたと解釋して、此年譜の文を讀むのが穩當だらうと思はれる。

(大正九年七月十五日稿)

心だにもゆる炎の

なかりせば

みをやくなつも

涼しかるらむ

長照



慈惠僧正御遺告

政所屋一字……右妙香房共可知之[◎]

板屋一字平愉君知[◎]

(群書類従。經濟雜誌社本
一五、六六三及六六四)